≪運営推進会議を活用した外部評価のフロー図≫

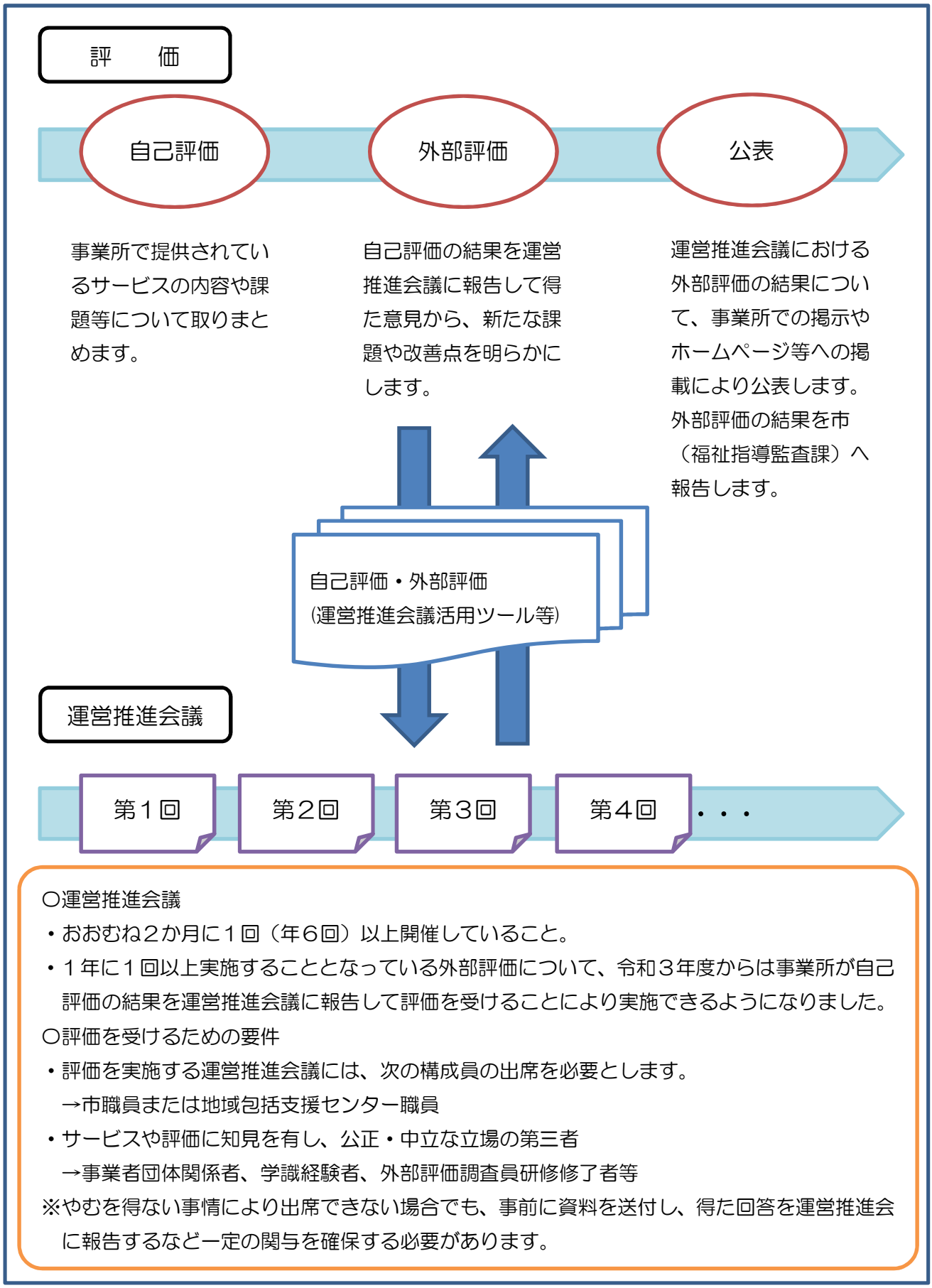


〇運営推進会議

・おおむね２か月に１回（年６回）以上開催していること。

・１年に１回以上実施することとなっている外部評価について、令和３年度からは事業所が自己評価の結果を運営推進会議に報告して評価を受けることにより実施できるようになりました。

〇評価を受けるための要件

・評価を実施する運営推進会議には、次の構成員の出席を必要とします。

→市職員または地域包括支援センター職員

・サービスや評価に知見を有し、公正・中立な立場の第三者

→事業者団体関係者、学識経験者、外部評価調査員研修修了者等

※やむを得ない事情により出席できない場合でも、事前に資料を送付し、得た回答を運営推進会に報告するなど一定の関与を確保する必要があります。